

## 令和5年度行政監査の結果（概要）

### 1 監査のテーマ 歳入歳出外現金の取扱いについて

### 2 監査の目的

普通地方公共団体で取り扱われる現金には、歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）と普通地方公共団体の所有に属しない現金（以下「歳入歳出外現金」という。）に区別され、歳入歳出外現金の出納及び保管は、地方自治法施行令において、「歳計現金の出納及び保管の例により、これを行なわなければならない。」と規定されている。

歳入歳出外現金は予算・決算の計上がなく、個別具体的な内容や管理状況について、これまで監査による調査、検証の対象としたことがなかった。他市での歳入歳出外現金の誤りに関する監査意見もあることから、本市においても行政監査により、その取扱いや管理状況を確認し、検証することによって今後の適切な事務の執行に資することを目的とする。

### 3 監査の対象

令和4年度中に歳入歳出外現金の受入れから払出しまでの一連の事務執行のある部署及び令和4年度末時点において残高のある部署

### 4 監査の方法 関係書類の提出による調査及び担当職員からのヒアリング

### 5 監査対象部署数 55 部署

### 6 監査結果及び監査意見

#### (1) 法令に基づいた事務処理の執行について

##### 監査結果

- 法令に該当しない事務処理について
  - ➔ 根拠法令に該当しないものを根拠としているものや、明確な回答が得られない部署が見られた
- 5年を超える歳入歳出外現金の保管について
  - ➔ 苫小牧市会計規則の定める整理手続の規定である5年を超えて保管しているものが見られた

根拠法令の確認意識の欠如、事務に対する認識不足

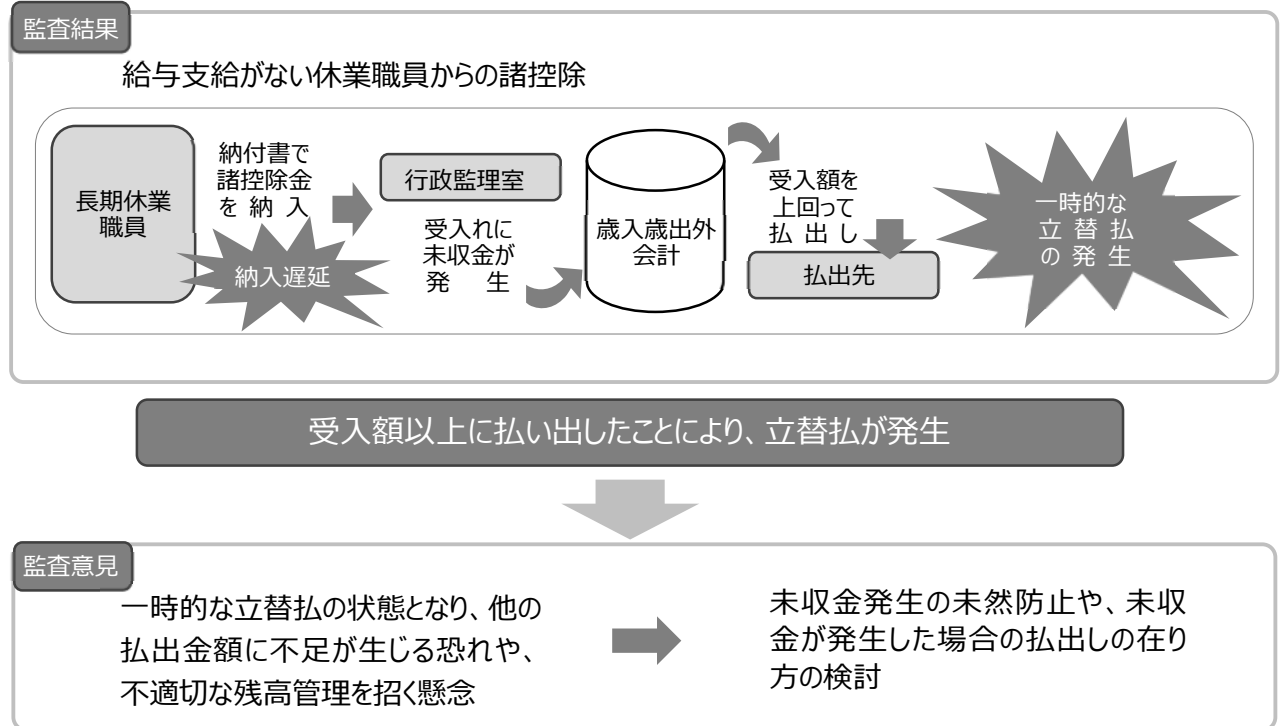
##### 監査意見

適正に対応する必要がある



- ・根拠法令の確認
- ・請求期限後の整理手続の実施

(2) 受入れに係る未収金の取扱いについて



(3) 適正な事務処理の執行について

